

# 青森県報

第三千二百七十三号

平成二十二年

八月九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出………	(健康福祉課) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………	(同) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の届出……………	(同) …… 三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………	(同) …… 三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………	(同) …… 四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の名称変更の届出……………	(同) …… 四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の特定介護予防福	(同) …… 四

社用具備売事業所の名称変更の届出……………	(同) …… 五
家畜人工授精講習会の開催……………	(畜産課) …… 五
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 五

### 公 告

採石業務管理者試験の施行……………	(河川砂防課) …… 六
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(会計管理課) …… 六
右 同……………	(同) …… 七
右 同……………	(同) …… 七
右 同……………	(同) …… 七
右 同……………	(同) …… 八

## 告 示

### 青森県告示第五百三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
高橋医院	弘前市大字大清水三丁目八の二	平成三・七一
あずま内科医院	弘前市大字北横町五一	三・六八
とやもり内科小児科クリニック	五所川原市金木町沢部四六八の一	三・五二
スマイル薬局南郷店	八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一	三・六三
しんまち薬局	〇 むつ市新町一〇の二二パピコーポ五号室	"
よこはま薬局	上北郡横浜町字寺下七五の一	"

青森県告示第五百三十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
医療法人幸生会 とやもり内科小 児科クリニック スマイル薬局南 郷店 しんまち薬局 よこはま薬局	五所川原市金木町沢部四六八の一  八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一 ○むつ市新町一〇の二二パピコーポ五号室 上北郡横浜町字寺下八一の一	平成三・五・三  三・七・一 " "

青森県告示第五百三十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者	居宅介護事業所	指定年月日
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	所在地	

純光メデイ カル株式会社	八戸市類家一丁 目三の四	居宅療養 管理指導 局まごころ薬 目三の四	平成 三・四・一
-----------------	-----------------	--------------------------------	-------------

青森県告示第五百三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所	指定年月日
純光メデイ カル株式会社	八戸市類家一丁 目三の四	介護予防 居宅療養 管理指導 局まごころ薬 目三の四	八戸市類家一丁 目三の四	平成 三・四・一

青森県告示第五百三十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所	指定年月日
社会福祉法人東幸会	八戸市東白山台二丁目二の一	サンシャイ居宅介護支援センター	八戸市東白山台二丁目二の一	平成三・五・一
主たる事務所の所在地		所在地		

青森県告示第五百三十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
株式会社エコー	十和田市稲生町一八の三七	名称	居宅介護事業者
訪問介護		主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
JA十和田市ホームヘルプセンター「きずな」	JA十和田市ホームヘルプセンター「きずな」	名称	居宅介護事業所
JA十和田市ホームヘルプセンター「きずな」	JA十和田市ホームヘルプセンター「きずな」	所在地	居宅介護事業所
平成三・六・一	東一番町六の五一	変更年月日	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
訪問入浴介護	訪問入浴介護	通所介護	通所介護	福祉用具貸与	福祉用具貸与
JA十和田市ホームヘルプセンター「きずな」	JA十和田市ホームヘルプセンター「きずな」	JA十和田市福祉用具センター「きずな」	JA十和田市福祉用具センター「きずな」	JA十和田市福祉用具センター「きずな」	JA十和田市福祉用具センター「きずな」
東一番町六の五一	東一番町六の五一	東一番町六の五一	東一番町六の五一	東一番町六の五一	東一番町六の五一
〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第五百三十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
"	"	"	"	"	"	株式会社 エコー		名 称	介 護 予 防 事 業 者
"	"	"	"	"	"	十和田市 稲生町一八の三七		主たる事務所の所在地	
介護用具貸与	介護用具貸与	介護用具貸与	介護用具貸与	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	類 別	介 護 予 防 事 業 者 の 種 別
「おいらせ福祉用具」	「おいらせ福祉用具」	「おいらせ福祉用具」	「おいらせ福祉用具」	「おいらせ福祉用具」	「おいらせ福祉用具」	「おいらせ福祉用具」	「おいらせ福祉用具」	名 称	介 護 予 防 事 業 所
十和田市東一番町六の五一	十和田市東一番町六の五一	十和田市東一番町六の五一	十和田市東一番町六の五一	"	"	十和田市東一番町六の五一	十和田市東一番町六の五一	所 在 地	
"	"	"	"	"	"	平成 三・六 一		変 更 日	年 月 日

青森県告示第五百三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
株式会社エコー	株式会社エコー	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
十和田市稲生町一八の三七	十和田市稲生町一八の三七	主たる事務所の所在地	
「おいらせ福祉用具」	「おいらせ福祉用具」	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
十和田市東一番町六の五一	十和田市東一番町六の五一	所 在 地	
平成 三・六 一		変 更 日	年 月 日

青森県告示第五百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名 称	特定福祉用具販売事業者
株式会社工 コー	十和田市稲生 町一八の三七	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所
		名 称	
J A 十和田おい らせ福祉用具セ ンター「きずな」	J A 十和田市福 祉用具センター 「きずな」	所在地	J A 十和田市福 祉用具センター 「きずな」
		所在地	
一 五		十和田市東 一番町六の	平成 三・六 一
三・六 一		変更年月日	

青森県告示第百三十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名 称	特定介護予防福祉用具販売事業者
株式会社工 コー	十和田市稲生 町一八の三七	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所
		名 称	
J A 十和田おい らせ福祉用具セ ンター「きずな」	J A 十和田市福 祉用具センター 「きずな」	所在地	J A 十和田市福 祉用具センター 「きずな」
		所在地	
一 五		十和田市東 一番町六の	平成 三・六 一
三・六 一		変更年月日	

青森県告示第百四十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第一百九号）第十六条第一項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催

催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第千五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成二十二年九月六日から同月二十二日まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

二 開催場所

青森県営農大蔵（上北郡七戸町）

三 講習人員

五人以内

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成二十二年八月二十三日までに所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講者は青森県営農大蔵生に限る。

2 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

3 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年九月八日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

1	国 道 二八〇号	東津軽郡今別町大字奥平部字村元道添六九の一八から 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢三まで	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
後	後	前	敷地の幅員	敷地の延長	備考		
九四・八〇メートルまで	二八・二〇メートルまで	二八・二〇メートルまで	九四・八〇メートルから 二八・二〇メートルまで	四四八・〇〇メートル	五〇七・〇〇メートル	五〇七・〇〇メートル	

**公 告**

採石業務管理者試験の施行

平成二十二年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成二十二年十月八日（金）午前十時から正午まで
- 2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」六階 会議室 「八甲田」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

三 受験願書の受付期間

平成二十二年八月三十日（月）から同年九月十七日（金）まで（郵送の場合は、同年九月十七日付けの消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部河川砂防課

五 提出書類

- 1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

八千円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課で配布する。

（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）

受験者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量  
除雪グレーダ（四・〇メートル級） 二台（下取一台）

二 調達方法  
交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十二年七月十四日

六 契約の相手方の名称及び住所

コマツ建機販売株式会社東北カンパニー青森支店

青森市大字三内字丸山三九三の一八八

七 契約金額

四千三百四十七万円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十二年六月二日

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車（除雪幅二・六メートル、二九四キロワット級） 二台（下取二台）

二 調達方法  
交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十二年七月十六日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社KCMJ青森営業所

青森市大字野内字菊川六一の三

七 契約金額

四千九百五十六万円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十二年六月四日

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車(除雪幅二・六メートル、二二〇キロワット級) 二台(下取二台)

二 調達方法  
交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十二年七月十六日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

七 契約金額

三千三百五十一万六千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した

者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効

な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十二年六月四日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

ロータリ除雪車(除雪幅二・六メートル、二・二メートル一八〇キロワット級) 一台(下取一台)

二 調達方法  
交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十二年七月十六日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社KCMJ青森営業所

七 契約金額

千五百三十一万九千五百円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した

者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効

な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十二年六月四日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭

一 物品等の名称及び数量